

横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会運営要綱

制定 平成 28 年 1 月 15 日 経南第 560 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会条例（平成 27 年 12 月 横浜市条例第 72 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担任事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担任する。

(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に関すること

- ア 選定手続きの審議
- イ 公募要項の内容の審議
- ウ 評価及び選定基準の審議
- エ 提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関する審議
- オ その他選定に関すること

(2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に関すること

- ア 事業の評価及び検証方法の審議
- イ その他市長が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、条例第 3 条第 2 項に基づき、次の各号に掲げる分野に関する専門知識を有する者のうちから市長が任命する。

- (1) 食に関する分野
- (2) 建築、都市計画、まちづくり
- (3) 不動産、再開発
- (4) 財務、会計
- (5) 法務

2 委員が、次の各号の一に該当し、前条第 1 号エの審議その他公正、公平を妨げる事情があると市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

- (1) 委員が、審議案件に関わる事業者（複数の企業により構成されるグループの場合は、グループを構成する企業の全て。以下「応募事業者」という。）又はその子会社若しくは親会社の財務、法務又は営業等の業務内容について、現に職務権限を保有又は関与している場合
- (2) 応募事業者（法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者）の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合

- (3) 委員としてふさわしくない非行事由があったと認められる場合
 - (4) その他、委員に審議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合
- 3 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を任命することができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、条例第5条第2項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 特別の事項に係る分野の学識経験者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、臨時委員について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議を非公開とする決定をしたときは、その旨を宣告するものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、委員長は当該傍聴者等を会議場から退去させるものとする。
- 4 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(委員等の責務)

第6条 委員及び臨時委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員及び臨時委員は、直接間接を問わず、応募事業者及び応募することが見込まれる企業の関係者と、選定に関して接觸してはならない。
- 3 前項の接觸が判明したときは、委員会は委員及び臨時委員が接觸した応募事業者を審議対象外とする。
- 4 委員及び臨時委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、その意見または説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済局中央卸売市場本場南部市場活用課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。